

平成 30 年度 第 1 回 苫小牧市環境審議会会議録

日 時：平成 30 年 7 月 23 日（月）14:00 ～ 15:00

会 場：市役所 9 階 議会大会議室

出席委員：13 名

会 議 録：以下のとおり

(入谷次長)

定刻となりましたので、ただいまより、平成 30 年度第 1 回苫小牧市環境審議会を開催いたします。本日はお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

司会を担当いたします環境衛生部次長の入谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会開催にあたり環境衛生部長の椿より御挨拶申し上げます。

～ 椿部長挨拶 ～

(入谷次長)

続きまして、事務局の紹介をいたします。

～事務局紹介～

なお、本日、植木委員、八田委員、岸田委員、高橋委員、長山委員、和歌月委員、山内委員より所用により欠席との御連絡をいただいております。また、坂田委員につきましては、後ほど到着すると連絡を受けております。

本日の出席委員数は、委員数 20 名中 12 名が出席されており、半数以上となっておりますので、本会議は成立していることを、御報告いたします。

本審議会の会議録につきましては、「苫小牧市市民参加条例」第 11 条により公開することとなっております。ホームページ等で公開してまいりますので、予め御了承願います。

それでは、これからにつきましては、苫小牧市環境審議会規則第 4 条第 3 項により、会議の議長は会長が行うひととされておりますので、中村会長よろしく願いいたします。

(中村会長)

審議会会長の中村でございます。よろしく願いいたします。

会長が会議の議事を進めるということですので、次第により議事を進めたいと思います。事務局より報告の後、質疑応答という形で行います。質問等がある方は挙手をお願いいたします。

本日の会議は、16 時 00 分までを予定しています。御協力よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 議題(1) 苫小牧市環境白書による環境監視等の実績報告について、事務局から報告をお願いいたします。

(櫻井主査)

環境保全課環境監視担当の櫻井と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、議題(1)苫小牧市環境白書平成29年度版による環境監視等の実績報告について、お手元の苫小牧市環境白書に沿って説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、20ページをお開き願ひます。

第3章「環境の現況と対策」の「第1節 大気」ですが、大気に係る環境基準の達成状況について、下表により説明させていただきます。

大気につきましては、計11物質について環境基準が定められております。「評価」の部分を見て頂きますと「光化学オキシダント」が環境基準未達成となっております。

光化学オキシダントにつきましては、全国的に環境基準が達成されていない状況であり、平成28年度は、全国1,172測定地点で基準が達成されたのは、わずか1地点であり、例年達成状況が極めて低い状況となっております。

環境基準未達成の原因につきましては、関東・関西などの大都市では、多くの自動車や工場などの排ガスと夏場の紫外線で、光化学オキシダントが発生することが多く、道内におけるオゾン層の低下による自然現象とは異なる状況となっております。

光化学オキシダント以外は、環境基準に適合した大気環境となっております。

21ページをお願ひいたします。

こちらは、測定地点及び測定項目についてでございます。

大気汚染常時監視測定局は、市内6か所に設置し、下表の測定項目について測定を行っております。

22ページになりますが、ダイオキシン類やベンゼンなど、長期間継続的に摂取することで健康を損なう恐れがある有害大気汚染物質を3局で毎月継続的に測定しております。

23ページをお願ひします。

こちらは、測定結果の公表について記載しており、ページ中段にありますQRコードの左側につきましては、市の測定結果がリアルタイムで閲覧できるようになっております。

24ページをお願ひいたします。

ここからは、大気汚染物質の測定結果を記載しております。

24ページから30ページまでが常時監視測定局による結果でございまして、その次に32ページから40ページまでが毎月定期的に測定している有害大気汚染物質の結果を掲載しております。

先ほどの説明でも触れました「光化学オキシダント」につきましては、28ページに掲載しておりますが、オキシダントを測定している市内の4測定局すべてで環境基準未達成となっております。

飛びまして43ページをお開き願ひます。

「第2節 水質」の状況でございます。

河川や海域の水質調査は北海道が所管しておりまして、市内を流れる10河川及び苫小牧海域について、北海道が調査を実施しております。

また、市としましては、新千歳空港からの融雪期における排水があるため、美々川の支流である美沢川と、美々川本流の数地点において水質調査を定期的に行っております。

なお、北海道の測定結果につきましては、環境白書作成時に前年度分のデータが確定していないため、前々年度の結果を掲載しております。ご了承願います。

47ページをお願いいたします。

水質の環境基準達成状況です。汚れの度合いを示す河川のBOD、海域のCOD、それと健康項目で評価いたしますが、平成27年度は、全ての地点で環境基準を達成し良好な状況となっております。

48ページには、河川の水質測定地点を掲載しておりますが、市が行う美々川水系4地点のほか、北海道による19地点で測定を実施しております。

結果につきましては、49ページから57ページに掲載しております。

汚れの度合いを示すBOD値の状況につきましては、天候による水質の変化など、年により若干の変動は見られますが、全ての調査地点で環境基準を達成しております。

次に58ページをお願いいたします。

海域の測定地点位置図でございます。環境基準を示す類型を色分けし、測定地点については、丸数字で示しています。沖合いに行くほど水質は自然の状態になるため、環境基準も厳しい値が設定されております。

なお、測定結果は、59ページに27年度の値を載せていますが、CODの評価の部分をご覧くださいますと、全ての地点で「○」となっており、環境基準を達成している状況でございます。

60、61ページには経年変化を、62ページには有害物質の結果を示しております。水質の状況につきましては以上でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

「第3節 騒音・振動」について説明させていただきます。

本市では、市内の状況を把握するため「環境騒音」「自動車騒音」「道路交通振動」「航空機騒音」の測定を行っています。結果は表のとおり、いずれも環境基準等を達成している状況でございます。

66ページには、測定地点を示しており、環境騒音が6地点、自動車騒音・振動は28年度は9地点の測定を行いました。それぞれの測定結果は67から69ページに記載しております。

70ページの「航空機騒音」につきましては、苫小牧市が5局、北海道が9局の測定局舎を設置し常時測定を行っています。測定結果は表のとおりで、全ての地点で環境基準を達成しております。

72ページをお願いいたします。

「第4節 悪臭」の状況についてでございます。

本市では、表にございます22悪臭物質について、一番厳しい濃度で市内全域を規制しています。

73ページをご覧ください。

発生源となる事業所周辺の臭気パトロールを2回実施し、比較的臭気を強く感じた3つの事業所で、悪臭防止法に基づき敷地境界で測定を実施いたしました。

73ページの表に、2ヶ所×印がありますが、一部悪臭物質の規制基準値超過が見られたことから、パトロール回数を増やすとともに、濃度測定を行うなど監視を継続しております。このことによる住宅地への影響は確認されておりませんが、発生源に対し、規制基準の遵守について対策を要請・指導しております。

最後に75ページをお願いします。

「第5節 公害苦情」でございます。

公害苦情につきましては、主に物を燃やした時の煙や騒音、振動、悪臭などに関する相談が寄せられており、受付後は調査を行い、必要に応じて発生源者への指導を行っております。

28年度の件数は44件で、前年度より3件増加しました。

内訳は、記載のとおりとなっておりますが、大気汚染の薪ストーブの煙やゴミの野焼きが多く、薪ストーブについては使用方法の助言、野焼きについては適正排出の指導を行っております。 私からの説明は以上でございます。

(中村会長)

ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですか。では無いようですので、次に進ませていただきます。

議題(2) 苫小牧市第2次環境基本計画及び地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(村井主査)

私の方から「議題(2) 苫小牧市第2次環境基本計画及び地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況」について、環境白書に沿って報告いたします。着席にて説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

第1章「苫小牧市の概要」は、4ページまで本市の地勢・気象、歴史などを記載しておりますが、内容につきましては省略させていただきます。

続きまして、第2章「環境行政の概要」は、5ページから7ページで苫小牧市の環境行政における組織及び予算を記載しております。

次に8ページをお願いいたします。

苫小牧市役所の環境に関する取組みを14ページまで記載しております。

「苫小牧市役所エコオフィスプラン」、「グリーン購入の取組」、「公共工事環境配慮」、「住宅用新・省エネルギーシステム補助事業」「環境学習・啓発事業」の5つとなっており、その中から、10ページの「住宅用新・省エネルギーシステム補助事業」について説明させ

ていただきます。

地球温暖化対策の一環といたしまして、住宅に太陽光発電システムを設置する市民にその費用の一部を補助する制度として平成21年度から事業を展開し、平成28年度よりCO₂削減効果の高い省エネ給湯暖房システムのエコキュート、エコジョーズ、エコフィールの3機種を対象品目として追加いたしました。

太陽光発電システムは、平成25年度をピークに減少傾向にありますが、3機種を追加したことにより補助件数は増加し、平成28年度の補助件数は325件でございました。

15ページをお願いします。

第3節「審議会等」でございまして、19ページまで本市の環境に関する5つの審議会などの内容と名簿を記載しております。

以上、簡単ではありますが、第1章と第2章の説明とさせていただきます。

続きまして103ページをお願いします。

「苫小牧市環境基本計画進捗状況」について、第4章を基に説明させていただきます。

103ページから、環境基本計画の概要として、「目的」「位置づけ」104ページに「推進体制」105ページに「施策の体系」107ページの「進行管理」と記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

計画の進捗状況について、107ページ下段の「第2節 目標達成の状況」をご覧ください。

計画の推進により目標がどの程度達成されたか、また、苫小牧市環境基本条例における基本理念、並びに方針がどの程度実現されているかを把握する手がかりの一つとして、4つの数値目標を利用しております。

1つ目「市内温室効果ガス排出量削減の状況」についてでございます。

今回の白書に記載の排出量は、数値が平成25年度となっております。これは算定の基礎となる都道府県別エネルギー消費統計の公表が、概ね2年半遅れであることから、市の排出量の公表も遅れてまいりますので、その点はご了承承願したいと思います。

平成25年度の排出状況は、288万5千トンで、基準年の平成2年度に比較して16.1%増加しております。

原因としては、景気の動向や化石燃料を使用した発電、世帯数や自動車保有台数の増加などが考えられます。

なお、目標達成のために「産業」「業務」「家庭」「廃棄物」の4部門それぞれに削減目標を設定しており、詳細につきましては、この後の第5章に記載しておりますので後ほど確認いただければと思います。

108ページをお願いいたします。

数値目標の2つ目「ごみ削減の状況」について、平成27年度に新たに平成32年度に向けた目標を定めており、「ごみの排出量」は目標値530gに対し平成28年度が539g、「リサイクル率」が目標値32%に対し平成28年度が30.8%となっております。

また、棒グラフは1人1日当たりの家庭ごみ排出量推移を、下の折れ線グラフはリサイクル率の推移を記載しております。1人1日当たり家庭ごみ排出量が平成26年度から平成28年度にかけて横ばい、リサイクル率は微増となっております。

109 ページをお願いいたします。

数値目標の3つ目「緑化の推進と保全の状況」についてですが、緑地の面積割合は37%と、昨年同様に全国的に見ても高い水準となっております。なお、目標数値は「緑地面積」及び「都市公園面積」として「緑の基本計画」において定められております。

最後に「環境の状況」については、議題1で報告しておりますので省略させていただきますが、達成状況は記載のとおりとなっております。

続きまして、111 ページをお願いいたします。

「第3節 施策の実施状況」でございます。

計画を推進するにあたり、市、事業者、市民のそれぞれの「具体的な行動」を掲げておりますが、そのうち「市の行動」は110項目あり、市各担当部署がそれぞれの市の行動に基づいた、施策を推進しております。

そのうち、既に事業が終了した施策などを除きました108項目の平成28年度の実施内容及びその効果などにつきましては、111 ページから129 ページにかけまして記載しております。

施策に関する説明は、時間の関係上、省略させていただきますが、環境保全課で実施内容と効果などを精査したところ、110項目の内87.1%が目標に達し、3.4%がほぼ目標に達しているものと集約しております。

130 ページをお願いいたします。

「第4節 協働による計画の推進」でございます。

市、事業者及び市民で構成する環境基本計画推進会議での計画の推進の取組みは、会議を3回と記載のとおり5つの事業を開催しております。

続きまして「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況」について「第5章」を基に説明させていただきます。

推進計画の概要として「目的」「位置づけ」「対象」、次のページに「削減目標」「推進体制」「進行管理」と134ページまで記載されておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

135 ページをお願いいたします

「第2節 市内温室効果ガス排出量削減の状況」につきましては、先ほど第4章で説明させていただいておりますので割愛させていただきます。

続きまして136 ページをお願いいたします。

「第3節 施策の実施状況」でございます。市は市民や事業者の取り組みを促進するために、41の施策を関係部局間の連携を図り担当部署がそれぞれ施策を推進しております。

既に事業が終了した施策などを除いた38施策の平成28年度の実施内容及び効果などを、136 ページから141 ページにかけまして記載しております。

その中で138 ページの「自動車」については、市の行動指針として「エコドライブの推進」を図るため、市内商業施設や公共施設でのシミュレーターを使用する講習会を行うなどの取組みにより、広く市民周知を行いました。

全ての施策に関する説明は、時間の関係上、省略させていただきますが、市の行動指針

に則った施策 41 項目の内 75.0%が目標に達成し、17.9%がほぼ目標に達しているものと集約しております。

最後になりますが、142 ページ以降の資料につきましては、基準や協定企業、市の取組年表を記載しております。

また、最後の 185 ページから 189 ページには、苫小牧市が環境啓発事業として実施いたしました、環境や省エネに関する「アイデア」、「ポスター」、「川柳」「短歌」のコンクール入賞作品を記載しておりますので、ご一読いただければと思います。

以上、簡単ではありますが、「議題(2) 苫小牧市第 2 次環境基本計画及び地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況」について説明を終わらせていただきます。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ございますか。

(A 委員)

白書の最後の方の資料編で、市民がごみ減量・リサイクルなどアイデアとかいろいろな作品が載っているのですが、こういうのはどのように周知されているのでしょうか。

特にこのアイデアなんかは、市民の一人ひとりに知ってもらおうとより効果があると思うのですが、どうなのでしょう。

(村井主査)

アイデアと川柳・短歌等については、6月の環境月間のパネル展示等で掲示や、短歌につきましては、市役所本庁内で環境月間期間中に放送で読み上げるなどの方法で周知を行っております。

(A 委員)

より多くの人にこういうことを知ってもらおうという活動が大事だろうと思っています。
以上です。

(会長)

ありがとうございます。

(B 委員)

141 ページのところでは環境教育という項目がありますが、この中で環境保全課と指導室が学校向けに副読本を作成し配布している。配布しておしまいということではなく、実際に学校に出向いて子供たちを対象にした環境啓発・教育を行った方がよいと思うが、実際、出前講座の要請はありませんでしたということで終わってしまっています。

この辺りは教育委員会との関係もあると思いますが、学校サイドとしても環境教育に時間を割ける教育プログラムの余裕はないという話になるかも知れませんが、この辺りを積

極的に取り組まれてもよいような気がしました。

小学校 24 校、中学校 15 校の「省エネ行動教育プログラム」の具体的な取り組み内容をもう少し詳しく教えてほしい。

(入谷次長)

まず、私の方からはですね、環境副読本について回答をさせていただきます。

我々の方でこのような副読本を小学 4 年生、中学 1 年生用に作成して、実際の学校の授業で使っていただいて環境教育を行っていただいております、全校で取り組まれております。

次に「省エネ行動教育プログラム」につきましては、担当の方から回答させていただきます。

(佐藤課長補佐)

もう一つの小中学校での「省エネ行動教育プログラム」についてのお話でございますが、実は、教育委員会の方から、こういった内容が行われたかという報告を今年度いただいておりますが、ただいま手元に資料がございませんので詳細についてのご説明はできかねますが、各学校において、節電や節水などの取り組みされていたり、よく見られたのが児童会の活動であったり、そういったところでいろいろ取り組まれているという事例の報告を受けております。詳細をお答えできず誠に申し訳ございませんが、またの機会か後ほどにでもお答えをさせていただきたいと思っております。

(中村会長)

他ありませんでしょうか。では、次に進ませていただきます。

次に、議題(3) 苫小牧市第 3 次環境基本計画について、事務局から説明をお願いします。

(村井主査)

苫小牧市第 3 次環境基本計画につきまして御説明させていただきます。着席にて説明をさせていただきます。

苫小牧市第 3 次環境基本計画は、平成 29 年 7 月 7 日市長から環境審議会への諮問以降、環境審議会にて協議検討を重ね、平成 30 年 2 月 2 日に審議会より市長への答申をいただき、平成 30 年 2 月 5 から 3 月 6 日まで計画案に対する市民意見の提出を求めるパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの結果、意見の提出はございませんでした。

計画記載内容については、平成 30 年 1 月 17 日の環境審議会にて御説明させていただきますので省略させていただきます。

なお、パブリックコメント終了後に、市議会議員からの要望と本市の他計画との整合を図るため一部加筆修正を行っておりますので、加筆修正部分について御説明させていただきます。

12 頁をお願いいたします。

第 2 章 基本事項 第 4 節 計画の期間についてでございます。

上から3行目『計画の見直しについては、総合計画における第6次基本計画に合わせ平成34年度（2022年度）に実施する』ことについて追記しています。

続きまして27頁をお願いいたします。

第4章第1節基本施策①公害の未然防止 市の具体的な取組、上から7つ目アスベストに関する施策について、1項目追記しています。

続きまして33頁をお願いいたします。

第4章第1節基本施策①自然環境保全 市の具体的な取組、上から2つ目「美々川流域等のすぐれた自然地域や自然環境保全地区などの保全に努めます。」と修正しています。

続きまして37頁をお願いいたします。

ごみの内訳についてでございます。この部分につきましては、家庭ゴミの内訳についての記載であったものを、排出形態別のごみの内訳についての記載とし、下段に図表4-12 事業系ごみの内訳と図表4-13 紙類の内訳につきまして追記しています。

続きまして64頁をお願いいたします。

第5章第1節目標達成の指標「資源を大切にすまち」の評価指標について、排出形態別に指標を設定し、事業系ごみ排出量の目標を追記しています。

以上5箇所の加筆修正を行い3月に発行し、市ホームページ、関係団体等に送付し公表をしています。

以上簡単ではございますが、苫小牧市第3次環境基本計画の説明とさせていただきます。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

無いようですので、次に進めさせていただきます。

議題(4) 苫小牧市におけるPM2.5の状況報告について、事務局から説明をお願いします。

(干谷主査)

私の方からは、資料1の苫小牧市のPM2.5の状況報告について説明いたします。

座って説明をさせていただきます。

始めに、1のPM2.5とはどういうものを説明させていただきます。

PM2.5というものは、大気中に漂う粒径2.5 μm （マイクロメートル）以下の小さな粒子の総称のことをいいます。1 μm をミリ換算しますと0.001mmになります。

PM2.5は、粒径が非常に小さく、髪の毛の太さの1/30程度のため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器への影響が懸念されています。

次に2の本市の測定体制についてですが、本市のPM2.5の測定につきましては、昨年（平成29年）9月に糸井局に測定機器を新設し、従来から行っている沼ノ端公園局の測定を含め、現在は市内2局体制で監視を行っております。

次に3の環境基準についてですが、環境基準は環境基本法に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されたものでありまして、超過した場合に人の健康に影響が生ずる基準として設定されたものではありません。

このため、大気中の濃度が環境基準を超過した場合でも、直ちに人への健康に影響が現れるというものではありませんが、PM2.5の環境基準は、「1年平均値が、1 m³当たり 15 µg以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が1 m³当たり 35 µg以下であること」となっております。この1日平均値の年間98%値とは、1年間に得られた1日平均値を低い方から整理し、98%目に相当する値のことをいいます。

次に4の注意喚起でございますが、測定の結果、健康影響が生じる可能性が高くなると予想される水準の1日1 m³当たり 70 µgを超えると判断した場合、本市から市民の皆様へ注意喚起を行います。

注意喚起の判断基準でございますが、午前5時～午前7時の1時間値の平均値が1 m³当たり 85 µgを超えた場合、または午前5時～正午までの1時間値の平均値が1 m³当たり 80 µgを超えた場合となっております。

注意喚起が発令された場合の行動の目安としましては、

- ・ 長時間に及ぶ激しい運動は控える。
- ・ 特に呼吸器や循環器などに疾患のある方、子どもや高齢者の方は、普段以上に気をつけて、体調に応じた行動をする。
- ・ 不要不急な外出を控え、室内の窓の開閉を最小限にする。
- ・ すぐに健康影響が生じるものではないので、落ち着いて行動をする。

などの注意をお願いしたいと思います。

なお、測定の結果や注意喚起などの現在の状況につきましては、市環境保全課ホームページでご覧いただくことができます。

次に5の平成29年度測定結果ですが、沼ノ端公園局の測定結果は、1年平均値が11.5 µg、年間98%値が25.6 µgで、ともに環境基準を達成しています。

糸井局は、年度途中からの稼動のため、評価に必要な測定日数を満たしておりませんが、参考として算出した1年平均値は7.1 µg、年間98%値が21.8 µgであり、環境基準内の値となっております。

次に6の最近の高濃度状況ですが、平成29年11月2日と平成30年4月27日に市内で高濃度が確認されました。

平成29年11月2日の場合は、17時に沼ノ端公園局で78 µgとなりましたが、注意喚起判断基準を満たしていないことから、注意喚起の発令は行いませんでした。明確な原因特定には至っておりませんが、当時の状況から大陸からの越境汚染と考えられます。

平成30年4月27日の場合は、27日14時に糸井局で121 µg、沼ノ端公園局で130 µgとなりましたが、この時にも注意喚起判断基準を満たしていないことから、注意喚起の発令は行いませんでした。

結果的に、糸井局及び沼ノ端公園局で、1日1 m³当たり 70 µg未満の結果となっております。高濃度の原因はシベリアの森林火災の影響ということが分かっております。

高濃度時の対応として、どちらの場合も市環境保全課ホームページとFacebookで高濃度情報を掲載しております。

また、平成30年4月27日の場合は、予め市関係部署と情報共有を図り、注意喚起が発

令された場合に円滑に対応を行えるよう準備を行いました。

今後におきましても、監視を継続し、市民の皆様へ情報を提供してまいりたいと考えております。以上になります。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、次に、議題(5) 旧トマモールについて状況報告を、事務局から説明をお願いします。

(干谷主査)

引き続き私から、「旧トマモールについての状況報告」ということで、「アスベスト除去等解体作業違反とその後の状況」につきまして、お手元の資料2に基づき説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、「1 建物について」ですが、違反のあった現場につきましては、市内木場町の駅北口至近にございます、元の家具店やパチンコ店等が入居する複合施設「トマモール」として使用されていた建物でございます。

建物は、今から45年前の昭和48年に完成したもので、当時は大型スーパーとして使用されてきました。

次に「2 違反までの経緯」についてですが、旧トマモールの建物につきましては、増改築が繰り返され構造も複雑であり、壁裏や天井裏の柱や梁などにはアスベストが吹付けられており、解体の際には、大気汚染防止法など関係法令に基づいたアスベスト除去作業を適正に行った上で、慎重に解体作業を行う必要がございました。

このため、アスベスト除去等解体作業につきましては、平成28年12月26日から別棟のアスベストのない部分での解体工事が始まり、翌年2月9日に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出」を受けて、解体前のアスベスト除去工事が開始されております。

以降、下請け業者の変更があり、作業が中断する場面もございましたが、本市と労働基準監督署が連携し、現場の立入りや業者打ち合わせを繰り返し、必要に応じて適宜指導・助言を行い対応してきたところです。

このような中で、複数回の立入・指導にも関わらず、新聞やテレビ等で報道がございましたとおり、昨年11月28日に、解体で発生したアスベストが付着した鉄骨を、囲うなどの適正な措置を行わないまま、アスベスト除去を行っていたことが判明し、11月30日に大気汚染防止法に基づく作業基準違反により、作業一時停止命令を行ったところでございます。

続きまして、「3 健康影響」につきまして、ご説明させていただきます。

本市では、作業基準違反などアスベスト飛散のおそれが予想される際に、現場敷地境界線の風下で大気中のアスベスト濃度測定を実施しております。

これまで測定は、資料にございますとおり、昨年11月の作業一時停止命令時、雪解け後の今年5月に測定を行い、結果につきましては、いずれも環境省のマニュアルに示す評価値以下の値となっております。

続きまして、「4 違反後からこれまでの経緯と現状」につきまして、ご説明をさせていただきます。

先ほど、ご報告をいたしました平成29年11月30日の作業一時停止命令以降、現場でのアスベスト除去及び建物解体作業は中断している状況でございますが、解体した鉄骨やガレキ類をむやみに動かすことは、アスベスト飛散のおそれがあることから、安全な作業方法が決定・施工されるまでの対策といたしまして、元請業者に対して、現場からのアスベスト飛散防止対策の徹底の指示と継続的な監視や立入調査を行い、業者は、建物解体断面の防災シート等による囲いや内部補強、外周のガレキの山につきましては、ブルーシートで被う又は散水の応急措置を行ったところでございます。

「(2)作業再開に向けた対応」といたしまして、まず、「アの発注者への対応」につきましては、違反内容とこれまでの対応経過の説明を行い、改善に向けて積極的に関わるよう協力を求め、さらに、今年5月28日には、副市長、環境衛生部長が発注者本社を訪問し、改めて協力を要請したところです。

「イの元請への対応」につきましては、現場のアスベストの状況の詳細を知るため、大気汚染防止法に基づく「事前調査」を指示し、その結果が5月の中旬にまとまったところです。

「ウ 現況」につきましては、事前調査結果に基づき、発注者も含めた工事関係者で具体的な作業方法を検討しているところでございます。

最後に「5 今後の見通し」につきましては、現段階で具体的な作業開始時期や工事完了予定につきましては明確になってございませんが、具体的作業方法がまとまり、発注者から本市に対して、大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出と、元請から「改善計画書」の修正がされた段階で内容の審査を行い、問題がなければ住民説明会が開催され、作業が再開される見込みとなっております。

本市といたしましては、労働基準監督署や北海道など関係機関との連携をさらに強化し、安全を最優先に早期に問題が解決されるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

では、無いようですので、次に、議題(6) その他について事務局から何かありますか。

(入谷次長)

ございません。

(B 委員)

手元にある資料には関係ないことなのですが、今後、関係あるかもしれないと思い、お尋ねさせていただきます。

最近、環境の世界で、世界的に SDGs という言葉が結構有名になっています。

持続可能な開発目標ということで、国連なんかが 17 の目標を数年前に掲げて、それに基づいて結構各国が取り組んでいて日本もその一つなのですが、その中には、地球温暖化防止であるとか、水資源のことであるとか、森林の保全などありますが、その中には、教育とか貧困とか飢餓も 17 の目標として入っています。そういうものが今後、苫小牧市の環境政策に反映されてくるものなのかをお尋ねさせていただきます。

(入谷次長)

今お話しをいただきました SDGs ですけれども、我々の環境行政を担うものとして、それをきちんと行っていかなければならないと考えております。例えば身近なところでは、昨年度から食品ロスの取組みをさせていただいております。これも SDGs に基づくものでございます。

また、今後も様々な施策を行う上で、そういった各目標を当然注視しながら、我々として何ができるかということを考えて実施していきたいと考えております。

(中村会長)

御指摘ありがとうございます。他ございませんか。

(A 委員)

参考のためにお聞きしたいのですが、苫小牧市第 3 次環境基本計画に資源の有効利用推進ということで、古着・古布等の拠点回収の推進に努めますということで白書を見るとその結果が書いてあります。

拠点回収リサイクル品目の回収実績(平成 28 年度)で古着と古布の回収実績は約 48 トンとなっており、前年度の平成 27 年度実績の 23 トンの約 2 倍となっている。

それを見ると、古着とか回収対象を拡大しましたと記載されています。

その結果、2 倍の回収量になったということが数字でわかるのですが、参考のためにお聞きしたいのですが、回収対象の拡大の内容はどのようなもののでしょうか。

(小泉ゼロごみ推進課長)

ゼロごみ推進課小泉でございます。

今ご指摘の点ですけど、平成 28 年度以前は、綿 50%以上のものだけを回収しておりまし

た。平成 28 年度から綿 50%以下も含めて全ての衣類・布類を回収ということで、実質 2 倍程度に伸びている状況ということで御理解いただきたいと思います。

(A 委員)

微妙な違いなんですよ。綿 50%以上がそれ以上になったと。

では、その周知はどのように行ったのか。私よくわからなかったのですが。

成果となって出ているので、効果のあるやり方をしたと思うのですが。

(小泉ゼロごみ推進課長)

周知ですけれども、広報とまこまいに掲載させていただいたり、実際に市内のコミュニティセンターの方にも拠点回収場所がございますが、そこにも綿 50%以下でも回収できますという掲示をさせていただいておりますし、新聞等のマスコミにより広く周知されたものと考えてございます。

(中村会長)

御指摘ありがとうございます。他ございませんか。

(C 委員)

お話が先ほどのアスベストの話に戻ってしまうのですが、私、比較的この近くに住んでおりまして、確認ですが、アスベスト飛散防止対策はとられているという話ですが、記憶違いかも知れませんが、ドンキ・ホーテ側はブルーシートで覆われているのですが、反対側にガレキの山があり、そこはブルーシートで覆われていなかったように記憶をしているのですが、その辺は心配ないのでしょうか。風向き等で不安になることがあるのですが。

(佐藤課長補佐)

はい。今トマモールの関係のガレキの山のことについて、そこからのアスベスト飛散がどうかというお尋ねでございました。

まず、ブルーシートで覆われている部分、この主なものが鉄骨にアスベストが付着したものが混じっておりまして、そういった部分はブルーシートでしっかりと囲わないと飛散の可能性のある吹付けアスベストなので、そういった措置をとっているのが一つです。

それと御指摘のございましたブルーシートで覆われていない部分は確かにございまして、こういった部分につきましては、アスベストの中でも P タイルという床材に吹付けアスベストではなく、アスベストが材料に練りこまれた、専門的用語で申し訳ございませんが「非飛散性」と言ひまして、飛散の可能性がほとんどないという P タイルが砕かれたものが混じっているということで、「散水」ということで対応しているところでございます。

そういった心配は測定も行ってございまして、そういう飛散はないということを確認しているところでございます。以上でございます。

(中村会長)

ありがとうございます。他、全体を通してでもございませんか。

よろしいですか。

では、本日の審議会での御意見ご質問が、今後の苫小牧市の環境保全の取組みに繋がっていくものと思われま。

皆様の御協力により、実りの多い会議になりました。ありがとうございました。

それでは、これからは事務局の方でお願いいたします。

(入谷次長)

はい。中村会長どうもありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、貴重な御意見誠にありがとうございました。

本日の会議でいただいた内容を踏まえまして、これからもよりよい苫小牧市の環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。

皆様長時間にわたりありがとうございました。